

[視覚障害] 特別支援学校 高等部 保健理療

1 目標

保健理療の見方・考え方を働きかせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通じて、あん摩・マッサージ・指圧を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (育成を目指す資質、能力)

- (1) あん摩・マッサージ・指圧について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようする。

(知識及び技術)

- (2) あん摩・マッサージ・指圧に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(思考力、判断力、表現力等)

- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に主体的かつ協働的に寄与する態度を養う。

(学びに向かう力、人間性等)

(1) 改訂の要点

- ① 今回の改定では、情報社会の進展、保健理療を巡る状況等の動向などを踏まえ、保健理療における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に基づいて示した。
- ② 今回の改定では、「見方・考え方」を働きかせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指す。

(2) 使用している言葉について

- ① 「保健理療の見方・考え方」とは、健康に関する事象を、当事者の考え方や状況、健康の保持増進への取組や疾病とその治療等が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な保健理療と関連付けることを意味している。
- ② 「実践的・体験的な学習活動を行うことなど」とは、保健理療に関する具体的な課題の発見・解決の過程で、調査、研究、実習を行うなどの実践的な活動、病院や施設等における実習などの体験的な活動を行うことが重要であることを意味している。

2 内容

(1) 【指導項目】について

今回の改定では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては【指導項目】として「(1), (2)」などの大項目、「ア, イ」などの小項目を、柱書においては「1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の【指導項目】を指導する」と示した。これは、【指導項目】として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの力に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

(2) 科目構成

保健理療科に属する科目の構成

「医療と社会」、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」、「基礎保健理療」、「臨床保健理療」、「地域保健理療と保健理療経営」、「保健理療基礎実習」、「保健理療臨床実習」、「保健理療情報」、「課題研究」

- ① 科目数は従前同様の 11 科目。
- ② 従前の「保健理療情報活用」については、保健理療の実践に必要な情報と情報技術に関する資質・能力の育成について内容を充実し、名称を「保健理療情報」に変更した。

3 指導計画の作成と内容の取扱いについて

(1) 指導計画作成上の配慮事項

- ① 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際的、具体的に理解させるようとする。
- ② 実技や実習を伴う科目の指導に当たっては、臨床に応用する力を育むため、生徒が常に達成感と新たな技術の習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に留意する。
- ③ 各科目の指導に当たっては、施術の対象となる代表的な疾患や愁訴に対する施術の適応を判断し確実に施術ができるようするため、個々の生徒の実対に応じた指導計画の作成に配慮する。

(2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

- ① 単元などの内容や時間のまとめを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。その際、保健理療の見方・考え方を働きかせ、健康に関する事象を、当事者の考え方や状況、保健理療が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な保健理療を関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図る。
- ② 「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」については、対象となる者的人格を尊重する態度を育てるとともに、実習における安全と規律に留意する。
- ③ 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようする。
- ④ 地域や保健理療に関する施術所、医療機関、介護保険施設等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努める。

(3) 実験・実習を行うに当たっての配慮事項

- ① 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する。